平成２５年（フ）第１３１号
青森市青柳２丁目10番４号
債務者　飛内　信一
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原150番地３　花田長喜治郎方
債務者　花田　美菜
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２３８１号
愛知県瀬戸市品野町６丁目112番地の３
債務者　伊藤さゆり
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５２号
名古屋市中村区稲葉地町１丁目74番地　県営稲葉地第二住宅２棟302号
債務者　大市すず江こと　薛　　鈴江
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７４号
名古屋市天白区原１丁目610番地　近兼ビル203号
債務者　山内　由美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５８号
名古屋市東区前浪町６番５―402号　市営前浪荘
債務者　森川　恵子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９１号
大阪府羽曳野市島泉６丁目10番23号
債務者　榊原　拓也
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５２号
大阪市平野区瓜破１丁目２番30号サンライフ30　302号
債務者　松岡　幸惠
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２２号
大阪市中央区島之内２丁目６番30　ヴェローナⅡ―507号、住民票上の住所神戸市西区玉津町水谷39番地の５
債務者　南　　千春
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７０号
大阪市淀川区宮原４丁目５番26―1901号
債務者　渡邊　一成
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７１号
大阪市東淀川区下新庄６丁目18番26号　藤マンション202号
債務者　滝川　鈴子（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９７号
大阪市東淀川区豊里７丁目27番６号　萌芽苑402号
債務者　碇　　博
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１５号
大阪府池田市中川原町281番地
債務者　樋口　忠良
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５４６号
大阪市中央区日本橋２丁目13番18号　グリーンスターハイツ河合402
債務者　西本ヴアジ
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５７１号
大阪府寝屋川市田井西町20番５号
債務者　岩名由美子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６８３号
大阪府寝屋川市明徳２丁目13番23―504号
債務者　清水さつき
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２６号
大阪市北区長柄中１丁目１番２―501号
債務者　萩原　　明
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部